

本年2月26日付けの御質問について、以下のとおり回答いたします。

出入国在留管理庁出入国管理部警備課
仮放免係

お尋ねの点についての回答は以下のとおりである。

なお、以下の回答のほかは、現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。

第1 送還忌避者について

1 送還忌避者の統計について

「送還忌避者」（「送還忌避者の実態について」、報告書「送還忌避・長期収容問題の解決についての提言」（以下、単に「提言」といいます。）7頁参照）について、過去5年間（年末時点）の人数を教えてください。

第1の1

2019年末時点において送還を忌避している被収容者は649人（速報値として集計したもの）である。

（※なお、以下の回答のほかは、現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。）

2 送還忌避者が本邦からの退去を拒否している理由について

上記の回答のうち、①「自分が難民であることその他迫害等のおそれにより本国に帰国することが困難であること」が何名か、

また②「本邦にいる家族との同居や、本邦にいる子の養育を行いたいこと」を主張するものは何名か、さらにそのうち、①と②を複数回答した者は何名であるか教えてください（提言9頁参照）。

さらに当事者の主張のみならず、戸籍等で事実が確認された、現に本邦で婚姻している事実がある者、本邦にいる子どもがいる事実がある者についてそれぞれその人数について教えてください。上記のうち、婚姻している事実があり、かつ、本邦に子どもがいる事実があるものの件数についても教えてください。

第1の2

2019年末時点において送還を忌避している被収容者のうち、難民認定手続き中の者は391人（速報値として集計したもの）である。

また、2019年末時点において送還を忌避している被収容者のうち、本邦にいる家族との同居を理由に送還を忌避している者は179人、本邦にいる子の養育を理由に送還を忌避している者は123人（いずれも速報値として集計したもの）である。

第2 収容（被収容者）について

1 収容者の推移について

(1) 過去5年における被収容者の人数が増減した理由を分析しているか、またその理由は。

第2の1 (1)

被収容者の人数は、退去強制令書の発付等による収容の開始、送還、仮放免等の事由により増減するものであるところ、これらの事由の増減の要因については様々なものが考えられることから、各年の被収容者の人数の増減の理由を一概にお答えすることは困難であると考えている。

(2) 前年末の被収容者が翌年末までに、

①送還された件数、

②仮放免された件数（そのうち翌年末時点で仮放免されているものに限る）

また、翌年末までに、

③仮放免の取消し・更新不許可による再収容件数（年末時点で収容されている者に限る）、

④退去強制令書の発付による新規の収容の人数（年末時点で収容されている者に限る）、

⑤翌年末までに難民認定又は在留特別許可を受けた件数

上記をそれぞれの年について教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

2 収容者の実態について

収容者の過去5年間のうち、「本邦にいる家族との同居や、本邦にいる子の養育を行いたいこと」を主張するものは何名か（提言9頁参照）。

さらに当事者の主張のみならず、戸籍等で事実が確認された、現に本邦で婚姻している事実がある者、本邦にいる子どもがいる事実がある者についてそれぞれその人数について教えてください。

上記のうち、婚姻している事実があり、かつ、本邦に子どもがいる事実があるものの件数についても教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

第3 仮放免・監理措置制度について

1 仮放免者の推移について

(1) 過去5年における仮放免者の人数が増減した理由を分析しているか、またその理由は。

第3の1 (1)

仮放免を許可するか否かの判断は、個別の事案ごとに被収容者の在留状況、家族関

係、健康状態その他の情状等を総合的に勘案して行っており、各年の仮放免人員の増減は、そのような個別の判断の集積により生じるものであることから、その増減の理由を一概にお答えすることは困難であると考えている。

(2) 前年末の仮放免者が翌年末までに、

①送還された件数、

②収容された件数（そのうち、翌年末時点で収容されているものに限る）

また、翌年末までに、

③前年末時点で収容されていたが、仮放免された件数

（そのうち、翌年末時点で仮放免されている者に限る）、

④前年末時点で収容されていなかったが、（新に退去強制令書に基づく収容に関する）仮放免された件数（そのうち、翌年末時点で仮放免されている者に限る）、

⑤翌年末までに難民認定又は在留特別許可を受けた件数。

上記をそれぞれの年について教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

2 収容者の実態について

仮放免者の過去5年間のうち、「本邦にいる家族との同居や、本邦にいる子の養育を行いたいこと」を主張するものは何名か（提言9頁参照）。

さらに当事者の主張のみならず、戸籍等で事実が確認された、現に本邦で婚姻している事実がある者、本邦にいる子どもがいる事実がある者についてそれぞれその人数について教えてください。上記のうち、婚姻している事実があり、かつ、本邦に子どもがいる事実があるものの件数についても教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

3 仮放免中の就労について

過去5年間において、収容された人のうち、仮放免条件のうち就労禁止条件違反を理由に、仮放免期間延長不許可又は仮放免取消などにより収容された件数を、年ごとに教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

4 仮放免中の逃亡について

(1) 逃亡件数について

「仮放免中に逃亡して所在不明になる者が相当数存在して」いるとのことだが（提言9頁）、過去5年間における逃亡件数について、年ごとに教えてください。

第3の4 (1)

お尋ねの「過去5年間における各年ごとの逃亡件数」については、統計を取っていないが、各年末時点で、被退令仮放免者が逃亡して仮放免を取り消され手配中の者は、2015年末が112人、2016年末が170人、2017年末が276人、2018年末が328人、2019年末が362人（いずれも速報値として集計したもの）である。

(2) 仮放免中の逃亡の理由について

仮放免中の上記逃亡について本人らが逃亡した理由について調査しているか。その場合の調査結果はどうなっているか。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

5 仮放免中の死亡について

過去5年間において、本邦において仮放免中に死亡された人数について、年ごとに教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

第4 在留特別許可

1 収容期間60日以内になされた在留特別許可の件数

過去5年間において、収容令書に基づく収容中ないしその終了日に在留特別許可がなされた件数を教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

2 退去強制令書の発付後に在留特別許可がなされた件数

過去5年間において、退去強制令書の発付後に在留特別許可がなされた件数（法61条の2の2に基づくものは除く）について教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

3 一定の実刑事案に対する在留特別許可について

過去5年間において、在留特別許可（法50条又は法61条の2の2第2項）を受けた件数のうち、

①「無期若しくは1年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言い渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言い渡しを受けた者であってその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間が1年以下の者を除く）」、

②「第24条第3号の2、第3号の3、第4号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者である場合」にあっていたものについて、年ごとに件数を教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

第5 難民認定申請について

1 無期若しくは三年以上の懲役若しくは禁錮に処せられた者について

過去5年間の難民認定申請のうち(複数回申請を除く)、「無期若しくは三年以上の懲役若しくは禁錮に処せられた者(刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)」の人数について、年ごとに教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

2 入管法24条第3号の2、3号の3・4号オからカまでのいずれかに該当する者等について

過去5年間の難民認定申請のうち(複数回申請を除く)、入管法24条第3号の2、3号の3・4号オからカまでのいずれかに該当する者又はであった者「無期若しくは三年以上の懲役若しくは禁錮に処せられた者(刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)」の人数について、年ごとに教えてください。

また24条第3号の2以下のそれぞれの内訳についても年ごとに教えてください。

(現在集計中あるいは統計を取っておらず、お答えすることは困難である。)

以上